

2018年9月19日
電力広域的運営推進機関

送配電等業務指針第105条第1項第三号に基づき 連系等を拒む場合の標準手続例について

1. 経緯

国の審議会¹において『滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていくため、送配電等業務指針等に規定する基準や手続を標準化・明確化する』と中間整理(2018年5月)が示されました。これを受け、当機関の送配電等業務指針第105条第1項第三号に基づき「期日までに工事費負担金を支払わない場合」に連系等を拒み系統容量を取り消すまでの標準手続例を示します。

2. 工事費負担金を支払わない場合の標準手続例

- (1) 期日を超えて、工事費負担金が支払われない場合、系統連系希望者に対し、内容証明及び配達証明による催告通知を行い、期日を1か月延伸する。
- (2) 前項延期後の期日を超えて、なお工事費負担金が支払われない場合、支払い意思がないものとみなし、内容証明及び配達証明により、契約解除及び契約申込みを取り下げたものとみなす通知、並びに連系等を拒む理由を系統連系希望者に説明する。
- (3) 前々項延期後の期日をもって、送配電等業務指針第97条第2項にて送電系統の容量を開放する。

※ なお、上記標準手続例によらず、工事費負担金を支払わないことが明確な場合に、連系等を拒むことを否定するものではありません。

以上

【参考】送配電等業務指針

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

- 一 接続契約が解除等によって終了した場合
- 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合
- 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合
- 四～六 (略)

2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。

¹ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会